

平成 16 年(行ヒ)第 356 号

決定

申立人 鴻池運輸株式会社
相手方 中央労働委員会
同補助参加人関 関西合同労働組合

上記当事者間の東京高等裁判所平成 16 年(行コ)第 126 号不当労働行為救済命令取消請求事件について,同裁判所が平成 16 年 9 月 15 日に言い渡した判決に対し,申立人から上告受理の申立てがあったが,申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって,当裁判所は,裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定する。

主文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成 17 年 5 月 10 日

最高裁判所第三小法廷